

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 助成金とは何ですか？ | <p>「協力金」、「給付金」、「融資」とは異なり、事業に取り組む前に交付決定額として助成金の支払い予定金額の上限を決めて、事業を実施後に、その取組経費の一部を助成金額として確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。支払われた確定金額は原則返還不要です。</p> <p>ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。</p> <p>また、助成事業の事業化等により相当の収益を得た場合には、その収益の一部を納付していただくことがあります。</p> <p>助成金の性質等については、募集要項をご覧ください。</p> |
| 2 | 助成対象期間とは何ですか？ | <p>助成事業を実施できる期間（交付決定日から令和3年1月31日まで）のことで、その期間中に契約、事業の実施、支払いを完了する必要があります。スケジュールを綿密に立てて事業を実施してください。助成対象期間を過ぎてからの支払いは、助成対象外となり、助成金をお支払いできません。</p> <p>なお、令和2年4月1日から交付決定日までの間に着手した経費も、実施の確認ができれば対象に含まれます。</p> |
| 3 | 助成率3分の2の意味を教えてください。 | <p>助成対象となる定価税抜30万円の品物を購入した場合、30万円の3分の2である20万円が助成金で支払われることとなります。</p> <p>残りの10万円と消費税分3万円は事業者が負担することとなります。</p> |
| 4 | 申請書を提出すると助成金が振り込まれますか？ | <p>申請書を提出するだけでは、助成金は支払われません。</p> <p>面接等審査を受け交付決定された後、助成事業を実施いただき、当該事業の適切な遂行が確認されてから、助成金のお支払いとなります。助成金は後払いなので、綿密な資金計画を立てることが必要です。</p> <p>【申請から助成金振り込みまでの流れ】</p> <p>申請→（面接等審査）→（交付決定）→助成事業実施→実績報告→（完了検査）→請求書提出→（助成金振り込み）</p> <p>（ ）は会社が行う事務になります。</p> |
| 5 | 面接審査は必ず受けられますか？ | <p>必ず受けられるわけではありません。</p> <p>申請者が応募要項記載の申請要件を満たしていない場合や、提出した申請書類に不備・不足がある場合等は、審査に至らず不採択となることがあります。</p> <p>また、申請受付が多い場合は、申請書類に基づく審査を行いますので、そちらで不採択となる場合もあります。</p> |
| 6 | 倍率がどの程度か教えてもらうことはできますか？ | <p>申請件数等は、年度末に作成する事業報告書にて公表することとしています。</p> |
| 7 | 申請前に着手した経費は助成対象になりますか？ | <p>令和2年4月1日以降に着手し、支払った経費は対象になります。</p> |
| 8 | 交付決定された後で助成金を受領できないことはありますか？ | <p>あります。</p> <p>「交付決定」とは、助成金の交付対象者として選定された状態を意味していて、助成金の支払額が決定したということではありません。交付決定後、助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、実績報告書の提出及び完了検査を拒んだ場合、交付決定された金額のうち、全部又は不備のある部分、募集要項「6 助成対象とならない経費」に該当した場合、募集要項「15 助成金交付決定の取り消し及び助成金の返還」に該当した場合等については助成金をお支払いすることができません。</p> |
| 9 | 「感染拡大防止協力金」を申請していても、本助成金を申請できますか？ | <p>申請できます。協力金は、要件を満たした方に一定額をお渡しする制度で、助成金とは性質が異なります。</p> |
| 10 | 公社の別の助成金や国の補助金と同時に申請できますか？ | <p>同一内容・経費で公社が実施する他の助成事業には同時申請できません。</p> <p>公社以外の助成金とでしたら同一内容・経費での申請は可能ですが、複数採択された場合は、そのうちの一つのみを選んでください。助成対象として申請した同一の内容・経費で、公社・国・都道府県・区市町村等から重ねて助成を受けることはできません。</p> |

| | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 | 金融機関口座からの振り込みではない方法で支払った経費（電子決済、クレジットカード、現金、手形、小切手）は対象となりますか？ | <p>支払いは原則として、法人の場合は法人名、個人事業主の場合はその個人名義の金融機関口座からの振込み払いとします。</p> <p>電子決済（仮想通貨決済（ビットコイン、イーサリアム等）QR決済（PayPay、LINEpay等））やICカード決済（suica,Apple pay,waon等）での支払いはいかなる場合も対象となりません。</p> <p>例外として、法人カード、もしくは個人カードの場合は代表者のクレジットカードに限り対象となります。</p> <p>また、クレジットカードによる支払いは助成対象期間中に、金融機関口座からの引き落としが確認できる場合のみ認められます。</p> <p>現金、手形、小切手は一定の条件を満たせば対象と認められる場合があります。</p> <p>詳しくは、募集要項の「4 申請要件」をご確認ください。</p> |
| 12 | 自分の申請が届いているか確認したいです。 | 申請書類は必ず簡易書留等の記録が残る方法で送ってください。個別に回答することはできません。 |
| 13 | 公的機関から納税猶予の特例を受けているので、納税証明書に未納が記載されるかもしれません。大丈夫でしょうか？ | 新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出してください。 |
| 14 | 自分が申請できるのか教えてもらえますか？ | 募集要項「4 申請要件」に当てはまる方が対象になります。当てはまらない要件がある場合は、申請されても審査に至らず不採択となります。 |
| 15 | 特定非営利活動法人（NPO法人）ですが、申請できますか？ | 申請可能です。なお、NPO法人のほか、一般社団法人、一般財団法人、中小企業団体等も申請が可能です。こちらに記載のない法人（宗教法人、医療法人等）は申請対象外です。 |
| 16 | 収益事業を行っていない特定非営利活動法人（NPO法人）ですが、所轄庁の受付印のある事業報告書（写し）がありません。どのようにすれば申請できますか？ | <p>東京都の所轄庁（東京都生活文化局）の窓口へ再度、実績報告書等提出書（通称 頭紙、鏡文）を持参していただければ、その場で受付印の押印を受けることができます。お手数ですが、申請に必要な2期分の事業報告書類へ受付印の押印を受けた後、ご提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>東京都の窓口は下記のとおりです。</p> <p>東京都 生活文化局 都民生活部 管理法人課NPO法人担当 電話番号：03-5388-3095（受付時間：開庁日9:00～17:45） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側</p> <p>※事業報告書は必ず所轄庁に提出したものの写し等を提出してください。異なるものが提出されたことが明らかになった場合、募集要項「15 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還」にそって処分させていただくことがあります。</p> |
| 17 | 申請した後で内容を変えることはできますか？ | 申請書類提出後に内容を変更することはできません。交付決定となった場合、その後で必要な手続きを経て内容を変更できる場合があります。 |
| 18 | 今年の3月に開始した事業ですが、助成対象となりますか？ | 助成対象となりません。令和2年4月1日以降の取組が助成対象となります。 |
| 19 | 今年の3月に発注を行い、4月1日にHPホームページを作成しましたが、助成対象となりますか？ | 助成対象となりません。令和2年4月1日以降に発注等、新たに開始した取組が助成対象となります。 |
| 20 | 申請を考えている事業がソーシャルビジネスに該当するか分かりません。教えてくださいませんか？ | <p>経済産業省によるソーシャルビジネスの定義（上記参照）をもとにご判断ください。</p> <p>例えば自分の個店（チェーン店含む）のみが抱える課題の解決は、社会的課題の解決に当てはまらないので該当いたしません。</p> |
| 21 | 新たなソーシャルビジネスかどうか調査に来たりするのですか？ | 取組状況、助成金の収支、関係書類等について、立ち入り調査を行う場合がございます。 |
| 22 | 「非対面型サービス導入支援事業」と併願して申請することはできますか？ | 同一の内容・経費でなければ、可能です。同一のものは併願できません。 |
| 23 | 申請書の書き方についてアドバイスはもらえますか？ | 申請書をもとに審査を行いますので、アドバイスは致しかねます。記入例を参考に記入ください。 |

| | | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 委託費について上限額100万円とは1回の委託費という意味ですか？複数の委託を行う場合は1委託ごとに100万円まで助成対象になるのでしょうか？ | 委託費は助成事業に関する全ての委託費の合計に対して、交付申請額上限100万円としています。複数の委託を行うことは可能ですが、1委託ごとの上限ではありません。 |
| 25 | 委託費について委託先は海外や国内個人事業主でも対象ですか？ | 対象です。海外の場合は必要書類の和訳をしていただき、内容や支払い状況が確認できるように整備いただく必要があります。 |
| 26 | 自分が過去に勤めていた会社への委託や備品の購入は可能ですか？ | 発注時点で下記に当てはまらない場合は可能です。 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含みます。）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引 ※「会社」には個人事業主、法人及び団体等を含みます。 |
| 27 | 広報費においてWeb広告は対象ですか？ | 対象ではありません。募集要項「5 助成対象経費」の「(2) 広報費」に記載されているもの以外は対象となりません。 |
| 28 | 備品購入費について「パソコン一式で1点とみなす」とはどういうことですか？ 例えばプリンターを同時に買って領収書等が税抜10万円を超えれば対象ということでしょうか？ | 一式セットで販売されているものを指します。付属品を同時に購入し、1回の購入にかかる領収書等の合計額が税抜10万円以上になったものが対象ということではありません。見積書・価格表示のあるカタログや、購入したHPの写し等、客観的に一式で販売されていることがわかるものを提出いただきます。 |